

別表 職域事業部の定義

職域区分	定義
学校健康教育	<p>幼稚園、小・中学校(特殊教育諸学校を含む)及び夜間定時制高校において栄養管理に関わる部門または関係行政機関、団体の業務に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 小・中学校・幼・特別支援・夜間高校、給食受託、教育委員会</p>
公衆衛生	<p>公衆衛生、保健衛生等に関する行政機関、団体の業務に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 県・保健所、特別区・市町村</p>
研究教育	<p>管理栄養士・栄養士養成施設、その他の教育機関、試験研究機関、企業の栄養・食品開発等の研究部門並びに広報部門等において教育や研究に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 管理栄養士養成、栄養士養成、その他の教育、研究開発、健康栄養情報の発信</p>
勤労者支援	<p>事業所(外食産業を含む)寮、寄宿舍、学校食堂及び矯正施設並びに防衛省等の栄養管理に関する部門又は関係行政機関、団体の業務に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 産業保健・産業給食、食関連産業、防衛、矯正</p>
地域活動	<p>地域住民を対象に自営又は非常勤で栄養改善指導を行う者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 食育活動・調理科学研究、スポーツ栄養、開業のためのビジネス戦略、福祉・医療・教育等他職域のグループと連携、栄養CSとの連携</p>
医療	<p>医療施設の栄養管理に関する部門又は関係行政機関、団体の業務に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 急性期医療、療養型(一部中間施設を含む)、在宅・地域医療、歯科医療、薬局</p>
福祉	<p>児童福祉施設、社会福祉施設、介護保健施設等の栄養管理に関する部門又は関係行政機関団体の業務に携わる者(管理栄養士・栄養士)</p> <p>《グループ》 高齢、児童、障害施設</p>